

信頼できる検査のための取組

昨今、食品（特に輸入食品）の安全性についての消費者の関心は、ますます高まっているように感じられます。

消費者が安心して食べ物を口にするためには、生産・製造・加工、流通、販売の各過程において、安全性の点検や検査が、確実になされることが求められます。

検査について言えば、迅速に結果を出すことは大事なことです。正確な結果を出すことこそが、最も重要といえます。

当研究所では、生活・環境・保健衛生などの分野にわたる検査を行っていますが、ここでは、食品検査における信頼性確保のための取組について、触れてみたいと思います。

（取組の経過）

食品流通の広域化・国際化を踏まえ、検査に係る信頼性確保のための基準作りが行われ、平成9年1月に食品衛生法施行規則が改正され、都道府県等が設置する食品衛生検査施設が取り組むべき業務管理基準が示されました。

これを受けて、本市でも「京都市衛生公害研究所食品検査等業務管理要綱」が定められ、同年4月から運用を開始しています。要綱の中で、信頼性確保部門は、検査業務から独立していること、検査業務に携わらないこと等が規定されており、当研究所では、疫学情報部門が信頼性確保部門として位置付けられています。

（疫学情報部門の役割）

内部点検の実施

食品検査の現場に立ち入り、検査実施標準作業書（SOP：Standard Operating Procedures）に沿って検査されているか、記録簿等の記載は正確かどうかをチェックリストにより点検しています。不適切な点があれば、改善策について文書で報告を求めます。

外部精度管理調査のとりまとめ

本調査には、全国500余の検査機関が参加しており、個々の機関の検査手法や検査結果が統計的に解析され、客観的・相対的な評価がなされます。当研究所では、理化学的検査を担当する生活衛生部門と、微生物学的検査を担当する臨床部門が参加しています。

疫学情報部門では、本調査のとりまとめを担当しています。

GLP 委員会の管理運営 GLP：Good Laboratory Practice（試験検査の業務管理）

当研究所の年間計画や、業務方針の策定に当たるGLP委員会で、内部点検及び外部精度管理調査の結果を報告するとともに、委員会の事務局を担当しています。